⑵　総合評価の方法　予定価格の範囲内で入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)÷入札価格（単位：億円）

１）標準点　入札価格の範囲内において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。

２）加算点　技術提案書①及び②に対する加算点については、各技術提案を総合的にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇで評価し、それぞれＡを30点、Ｂを25点、Ｃを20点、Ｄを15点、Ｅを10点、Ｆを５点、Ｇを０点として加算点を与える。

３）施工体制評価点　施工体制に対する施工体制評価点については、４⑶２）１．及び２．について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を５点、可を０点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

⑶　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書①の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書②の評価

１．掘削時における地山の安定性確保に関する技術提案（技術提案書②）

上記、技術提案書②について評価する。

２）施工体制評価

１．品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

２．施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

５　落札者の決定方法

⑴　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、４⑵により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位(５位切り捨て)とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格(単位：億円)

⑶　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は予決令第86条の調査を行うものとする。

６　技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

７　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　瀬川　晋士　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成25年６月28日から平成25年８月27日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　一次審査に係る申請書及び技術資料は、平成25年７月１日から平成25年７月18日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成25年７月１日から平成25年７月18日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記７⑴に直接持参すること。

⑷　一次審査に係る指名、非指名及び技術提案①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の要請　２⑴に掲げる競争参加申請者に要求される資格等要件及び３⑴に掲げる指名するための基準に係る確認は、当該申請書、技術資料及び技術提案書①の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査にて指名した旨及び技術提案書①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の提出の要請を平成25年８月６日までに通知する。

また、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及びその理由（以下「非指名通知」という。）を平成25年８月６日までに通知する。

技術提案書②の提出を要請された者は、通知の翌日から平成25年８月27日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記７⑴に技術提案書②を持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着。）すること。なお、電送による提出は受け付けない。また、入札書については⑹により提出すること。

⑸　技術提案書②の採否及び入札の無効の通知

技術提案書②に係る確認は、上記⑷により技術提案書②を提出した者について、４⑴の要件において審査し、要件を満足する者に対しては、４⑶１）に係る技術提案評価を行い、その採否を平成25年９月18日までに通知する。

また、技術提案書②の内容が適正でないと判断された者に対しては、入札の無効を平成25年９月18日までに通知する。ただし、４⑴の要件を満足しなかった者は、技術提案書②の採否については通知しない。

⑹　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成25年８月27日午後２時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は平成25年８月27日午後２時までに四国地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

開札は、平成25年８月29日午前10時　四国地方整備局入札室にて行う。

⑺　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成25年８月７日から平成25年８月27日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成25年８月12日午後５時まで）

〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

８　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、技術提案書②の内容が適正でないとされた者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。